

目黒区防災語学ボランティアに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区をはじめ関係防災機関が実施する区の区域における震災及び風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策（以下「防災対策」という。）に関わり、外国人区民等を支援する語学能力を活用したボランティア活動の体制を整備するため必要な事項を定める。

(登録)

第2条 防災対策に関わり、語学能力を活用して外国人区民等を支援しようとする者は、目黒区防災語学ボランティア登録申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定により登録を行った者（以下「語学ボランティア」という。）

には、目黒区防災語学ボランティア登録証（以下「登録証」という。）（別記第2号様式）を交付する。

3 登録期間は平成20年4月1日を始期として3年間とし、以降3年毎に更新を行う。

(登録の更新)

第3条 登録を更新する者は目黒区防災語学ボランティア登録更新申込書（別記第3号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定により登録の更新を行った者には、新たに登録証を交付する。

3 更新の時期から1年間を経過しても更新の手続がなかった語学ボランティアについては、当該登録を抹消することができる。

(登録事項の変更および廃止)

第4条 語学ボランティアは、登録事項に変更のあったときは、目黒区防災語学ボランティア登録事項変更届（別記第4号様式）を提出することとする。

2 語学ボランティアが登録を廃止しようとするときは、目黒区防災語学ボランティア登録廃止届（別記第5号様式）を提出するとともに、登録証を返却するものとする。

(講習及び訓練)

第5条 語学ボランティアは、区又は公益財団法人目黒区国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）が実施する防災対策に係る講習及び訓練に参加することができる。

2 区は、関係機関の協力を得ながら次のような講習及び訓練を実施する。

(1) 防災対策に係る基礎知識

(2) 防災訓練

(3) 救命講習

(4) 防災関係施設の見学

(5) その他

(語学ボランティアの派遣)

第6条 区長は、防災対策において、外国人区民等の支援のため必要があると認めるときは、語学ボランティアを派遣することができる。

2 語学ボランティアの派遣を希望する者は、区長に目黒区防災語学ボランティア派遣依頼

書（別記第6号様式）を提出するものとする。

3 前項の依頼を受け、その必要があると認められるときは、区長は語学ボランティアを派遣することができる。

（無償の活動）

第7条 語学ボランティアの活動は無償とする。ただし、別に定める方法により、区長は謝意を表すことができる。

（損害への対応）

第8条 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月目黒区条例第51号）の適用がある場合を除き、区、国際交流協会並びに第5条第2項及び第3項の規定に基づき語学ボランティアの派遣を受けた者は、語学ボランティアの活動中の事故等に対する補償は行わない。

2 活動中の事故等に備え、語学ボランティアはあらかじめボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

（国際交流協会との協力）

第9条 この要綱の実施に関しては、国際交流協会と協力しながら進めるものとする。

2 第2条、第3条及び第5条の規定に係る事務に関しては、国際交流協会との協議に基づき、国際交流協会に委託をすることができる。

（委任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化・スポーツ部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。